

## 再苦情の申立てについて

## 1 再苦情申立対象事案の概要

- (1) 執行機関 : 福島県警察本部警務部施設装備課  
(以下「警察本部」という。)
- (2) 委託名 : 双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託
- (3) 設計者選定方式 : 公募型プロポーザル方式

## 2 当該公募型プロポーザル方式のスケジュール

- (1) 手続開始の公告 : 令和7年10月7日(火)
- (2) 参加表明書提出期間 : 令和7年10月7日(火) から11月10日(月)
- (3) 技術提案書提出期間 : 令和7年10月7日(火) から11月25日(火)
- (4) 第一次審査 : 令和7年12月中旬頃
- (5) 第一次審査結果発表及び通知 : 令和7年12月下旬頃
- (6) 第二次審査及びヒアリング : 令和8年1月下旬頃
- (7) 第二次審査結果発表及び通知 : 令和8年2月中旬頃

## 3 再苦情申立者(以下「申立者」という。)

いわき市平谷川瀬二丁目6-4  
有限会社ハコプラスデザイン 代表取締役 新妻邦仁

## 4 再苦情申立てに至った経過

- (1) 11月10日 申立者→警察本部 参加表明書提出
- (2) 11月25日 申立者→警察本部 技術提案書提出
- (3) 12月中旬 プロポーザル審査委員会 第一次審査
- (4) 12月下旬 警察本部→申立者 プロポーザルの審査結果通知
- (5) 12月25日 申立者→警察本部 「プロポーザルの審査結果について  
(ご説明願ひ)」の提出
- (6) 1月 8日 警察本部→申立者 「ヒアリング要請者として選定されな  
かった理由について(回答)」を送付
- (7) 1月10日 申立者→警察本部 「再苦情申立書」提出